会　報

さんぱい福井

2023.10　第96号

一般社団法人
福井県産業資源循環協会

目　　次　　NO.96

● 行政便り（福井県エネルギー環境部環境政策課）

・・1

● 保健所便り（福井県若狭健康福祉センター）

・・3

○ 協会便り

• 10月から最低賃金が変わります・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
• 2024年４月から労働者の募集の際に
　明示しなければならない労働条件が追加されます・・・・・・・・・・・10
• 大野市と災害協定を締結しました・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
• 委託契約書等の電子化について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
• 専ら再生利用の目的となる廃棄物の取扱いについて・・・・・・・・・・13
• リチウムイオン電池等の発火物が原因となる発煙・発火トラブル・・・14

○ 会員のページ

• 株式会社アメニティウエルネス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
• 有限会社ニュークリーン公社・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16

○ 各種募集・助成金について

・・17

○ クロスワードクイズ

・・18

○ 事務局からの連絡事項

・・19

○ 編集後記

・・20

建築物等の解体等における石綿事前調査について

福井県エネルギー環境部環境政策課

石綿は工場やビル、住宅など様々な建築物の建材に使われるとともに、配管設備等の保温材やトンネルの天井板として工作物にも使用されています。石綿は肺がんや中皮腫を発症する発がん性が問題となり、現在では石綿を含む建材などの製造や使用は原則禁止されていますが、石綿含有建材が使用された可能性ある建築物等の解体工事は今後増加していくことが見込まれています。このため､石綿による健康被害を防止するための規制や対策は強化されてきており、令和２年６月には規制の対象となる建材の拡大、令和４年４月には、石綿含有建材の事前調査結果の報告が義務付けられています。さらに、令和５年10月１日からは、資格者等による事前調査の実施が義務付けられました。今回は､この資格者等による事前調査について説明します。

事前調査により適切に石綿含有建材の使用状況を把握することは、解体等工事の際に適切な飛散防止対策を講じ、石綿による健康障害を引き起こすリスクを回避するための前提であり、その信頼性を確保することは重要です。もし、本当は含まれていない建材が建築物に使われていると判断すれば、不必要な不安感と対策や維持管理に対する費用が発生します。逆に見落しがあれば、解体等工事による飛散を引き起こすことになります。また、調査は、１棟毎に異なる建築物、そこ使用されている多種多様な建材に対して行う必要があります。十分な石綿の知識を有しない一般的な建築物の所有者等が精確な調査を遂行することは困難であり、専門的な講習を受けた国家資格を有する者（以下、資格者という。が調査を担うことが義務付けられました。

○必要な知識を有する資格者による事前調査

令和５年10月１日着工の工事から、建築物の解体等の作業を行う際の事前調査は､「建築物石綿含有建材調査者」または「日本アスベスト調査診断協会に登録された者」が行う必要があります。ここで「解体等の作業」には、解体工事以外にも建築物の模様替え・修繕等の改修工事や建築設備の取付・取外し・修理等の工事も含まれますのでご注意ください。

①石綿含有建材調査者

資格者は以下の５つの者に区分され、資格取得のための講習内容や調査ができる対象が異なります。

種類	調査ができる対象
特定建築物石綿含有建材調査者	すべての建築物及び建築物に設ける電気、給排水等の建設設備
一般建築物石綿含有建材調査者	
一戸建て等石綿含有建材調査者	一戸建ての専用住宅及び共用住宅（長屋を含む）の住戸の内部
船舶石綿含有資材調査者	総トン数 20トン以上の船舶
工作物石綿事前調査者（仮称）	建築物以外のものであって、土地、建築物又は工作物に設置されているもの又は設置されていたものの すべ て

特定建築物石綿含有建材調査者（以下、特定調査者）と一般建築物石綿含有建材調査者（以下、一般調査者）は、すべての建築物の調査を行うことができるとされており、現在の規定では調査ができる対象に違いはありません。しかしながら、使用されている可能性がある石綿含有材料の種類が多岐にわたるような大規模建築物や改修を繰り返しており、石綿含有材料の特定が難しい建築物については、資格取得に際し実地研修や口述試験を要する特定調査者や一定の実地経験を積んだ一般調査者に行わせることが望ましいとされています。

一戸建て等石綿含有建材調査者は、一戸建て住居や共同住宅の住戸の内部のみ事前調査を行うことができますが、ベランダや廊下などの住居以外や共有部分は、特定調査者または一般調査者による調査が必要になります。

② 資格を必要とする事前調査範囲の拡大

令和８年１月１日からは工作物についても資格者による調査が必要になります。工作物石綿事前調査者はすべての工作物を調査できますが、特定調査者や一般調査者は一部の工作物（特定工作物）17種類のうち、10種類の工作物は調査ができません（下図）。

工作物調査者の資格取得要件は、今年３月に定められたところであり、今後全国各地で講習会等が開催されるものと思われます。一部の特定工作物を調査できる者は、工作物調査者に限られますので、施行に向けた準備をお願いします。

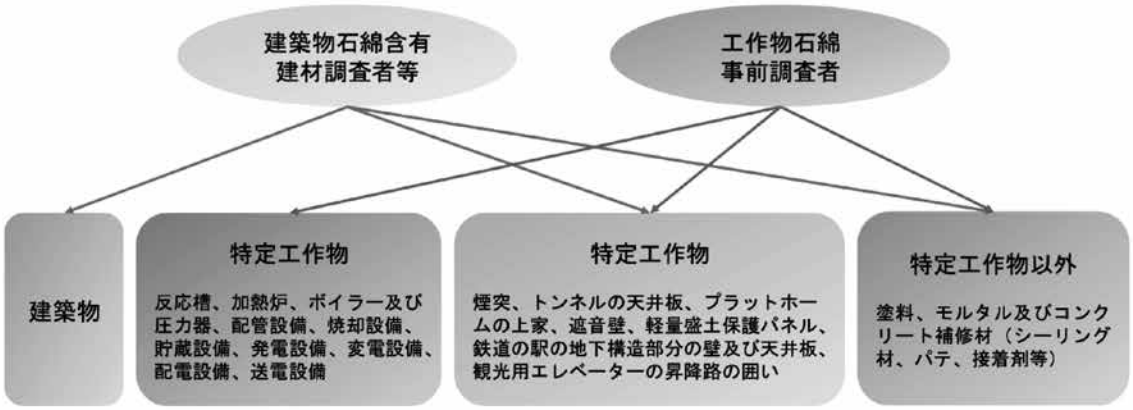

図 資格による調査可能な建築物・工作物

○最後に

事前調査の結果は、解体等工事の施工方法やその後の建築物の利活用の方法、不動産価値評価などにも大きく影響するため、精確かつ漏れのない調査が要求されます。同時に、社会的な信用を得ることは最も重要であり、資格者の皆様には、利害関係に揺るがされることなく、中立性をもって調査を実施されるようお願いします。

災害廃棄物の処理体制の整備について

福井県嶺南振興局若狭健康福祉センター　環境衛生課

一般社団法人福井県産業資源循環協会および会員の皆様には、日頃から本県の環境廃棄物行政の推進に御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて今回、さんぱい福井への寄稿の機会をいただきましたので、筆者が令和元年に台風19号被災地において、ボランティアコーディネーターとして撤去作業等に従事した際の経験を踏まえ、災害廃棄物の処理体制整備について説明させていただきます。

1　災害に伴って生じた廃棄物は「一般廃棄物」

事業活動に伴って生じた廃棄物は、概ね産業廃棄物であり（注１）、それ以外は一般廃棄物に分類されます。災害に伴って生じた廃棄物は一般廃棄物であり、市町村や、市町村から処理を受託した事業者等により処理されます。

2　災害廃棄物処理は被災地再建のための重要な要素

発災初期に第一に行うべきは、被災者の生命・安全の確保です。一方で、被災現場でのインフラ復旧、被災者の生活再建に当たって、その支障となる災害廃棄物の撤去も急務となります。例えば、被災者が損壊家屋の解体を依頼する場合、敷地や家屋内の廃棄物等を事前に撤去する必要に迫られます。

こうした災害廃棄物処理のニーズは、発災からの時間経過、被害実態の把握、被災者の生活再建に向けた動きに伴い、急速に高まっていきます。円滑に対応していくためには、発災後に行動するだけでなく、平時から対応を想定しておくことが重要です。

3　災害廃棄物処理の課題

災害廃棄物の処理については様々な課題がありますが、本稿では被災現場において特に重要と感じた課題について触れたいと思います。

1. 道路渋滞、処理施設等の保管容量の飽和

被災現場においては、作業前日に優先度の高い作業場所、作業内容を選定し、当日、被災市町村の手配やボランティア、その他関係者等の協力により運搬車両や人員を投入して撤去作業等が行われます（図１、２）。

図１　住宅敷地の災害廃棄物の撤去作業

図２　漂着した災害廃棄物の撤去作業

仮置場および処理施設（以下「処理施設等」という。）、被災地周辺の道路では、車両およびボランティア等の歩行者の急増、流入土砂や掻き出した泥の堆積、廃棄物の迫り出し等による幅員減少、それらによる渋滞が発生します（図３）。市町村が指定した仮置場が被災地域から離れている場合（図４）、一往復だけで半日以上かかることもあります。

図３　被災地区の道路状況

また、市町の整備する一般廃棄物処理施設は、過大な設備投資や維持管理のコストが生じないよう、多くの場合、平時のごみ処理量を想定して設計されています。このため、想定以上の災害廃棄物が発生すると、処理施設等の廃棄物保管容量が一杯になり、受入が一時中止されるおそれがあります（図４、５）。もしも廃棄物の撤去・車両積込後に受入中止となった場合、積み込んだ廃棄物を車両に載せたままにするか、別の場所に荷卸しせざるを得ません。

更に、被災市町村が速やかに十分な運搬および処理能力の確保や、住民への周知ができなかった場合、住民の不安が助長され、緊急性の乏しい廃棄物まで搬出しようとする動きが生じ、一層の渋滞、処理施設等での廃棄物保管容量のひっ迫を招くおそれもあります。

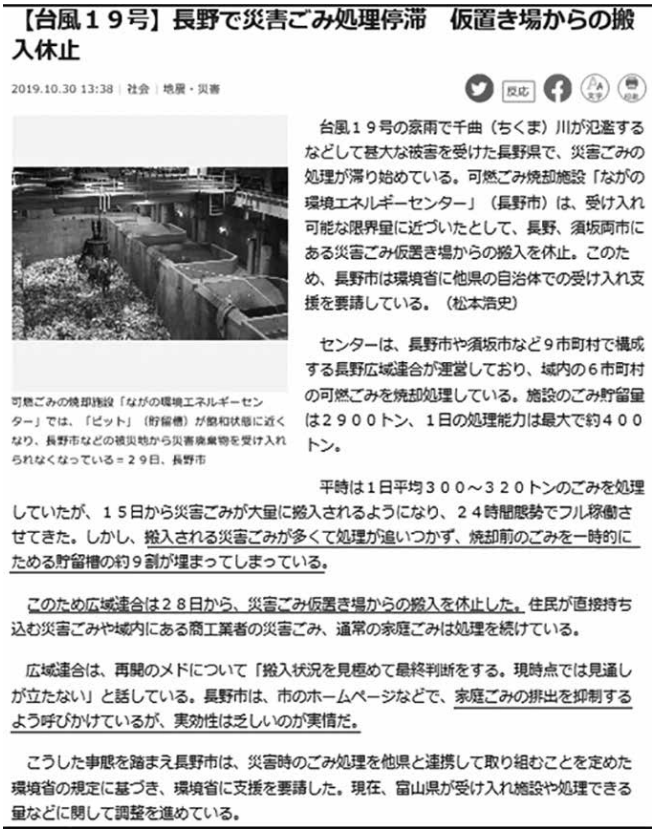

【台風１９号】長野で災害ごみ処理停滞　仮置き場からの搬入休止

2019.10.30 13:38 | 社会 | 地震・災害

可燃ごみの焼却施設「ながの環境エネルギーセンター」では、「ピット」（貯留槽）が飽和状態に近くなり、長野市などの被災地から災害廃棄物を受け入れられなくなっている＝２９日、長野市

台風１９号の豪雨で千曲（ちくま）川が氾濫するなどして甚大な被害を受けた長野県で、災害ごみの処理が滞り始めている。可燃ごみ焼却施設「ながの環境エネルギーセンター」（長野市）は、受け入れ可能な限界量に近づいたとして、長野、須坂両市にある災害ごみ仮置き場からの搬入を休止。このため、長野市は環境省に他県の自治体での受け入れ支援を要請している。（松本浩史）

センターは、長野市や須坂市など９市町村で構成する長野広域連合が運営しており、域内の６市町村の可燃ごみを焼却処理している。施設のごみ貯留量は２９００トン、１日の処理能力は最大で約４００トン。

平時は１日平均３００～３２０トンのごみを処理していたが、１５日から災害ごみが大量に搬入されるようになり、２４時間態勢でフル稼働させてきた。しかし、搬入される災害ごみが多くて処理が追いつかず、焼却前のごみを一時的にためる貯留槽の約９割が埋まってしまっている。

このため広域連合は２８日から、災害ごみ仮置き場からの搬入を休止した。住民が直接持ち込む災害ごみや域内にある商工業者の災害ごみ、通常の家庭ごみは処理を続けている。

広域連合は、再開のメドについて「搬入状況を見極めて最終判断をする。現時点では見通しが立たない」と話している。長野市は、市のホームページなどで、家庭ごみの排出を抑制するよう呼びかけているが、実効性は乏しいのが実情だ。

こうした事態を踏まえ長野市は、災害時のごみ処理を他県と連携して取り組むことを定めた環境省の規定に基づき、環境省に支援を要請した。現在、富山県が受け入れ施設や処理できる量などに関して調整を進めている。

図４　Ｒ元.10.23　ＮＨＫ記事※

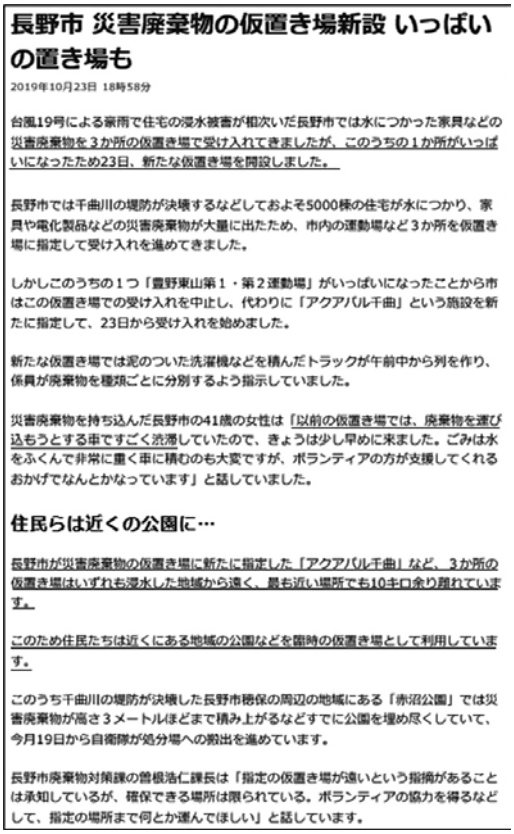

長野市 災害廃棄物の仮置き場新設 いっぱいの置き場も

2019年10月23日 18時58分

台風19号による豪雨で住宅の浸水被害が相次いだ長野市では水につかった家具などの災害廃棄物を３か所の仮置き場で受け入れてきましたが、このうちの１か所がいっぱいになったため23日、新たな仮置き場を開設しました。

長野市では千曲川の堤防が決壊するなどしておよそ5000棟の住宅が水につかり、家具や電化製品などの災害廃棄物が大量に出たため、市内の運動場など３か所を仮置き場に指定して受け入れを進めてきました。

しかしこのうちの１つ「豊野東山第１・第２運動場」がいっぱいになったことから市はこの仮置き場での受け入れを中止し、代わりに「アクアパル千曲」という施設を新たに指定して、23日から受け入れを始めました。

新たな仮置き場では泥のついた洗濯機などを積んだトラックが午前中から列を作り、係員が廃棄物を種類ごとに分別するよう指示していました。

災害廃棄物を持ち込んだ長野市の41歳の女性は「以前の仮置き場では、廃棄物を運び込もうとする車ですごく渋滞していたので、きょうは少し早めに来ました。ごみは水をふくんで非常に重く車に積むのも大変ですが、ボランティアの方が支援してくれるおかげでなんとかなっています」と話していました。

住民らは近くの公園に…

長野市が災害廃棄物の仮置き場に新たに指定した「アクアパル千曲」など、３か所の仮置き場はいずれも浸水した地域から遠く、最も近い場所でも10キロ余り離れています。

このため住民たちは近くにある地域の公園などを臨時の仮置き場として利用しています。

このうち千曲川の堤防が決壊した長野市穂保の周辺の地域にある「赤沼公園」では災害廃棄物が高さ３メートルほどまで積み上がるなどすでに公園を埋め尽くしていて、今月19日から自衛隊が処分場への搬出を進めています。

長野市廃棄物対策課の曽根浩仁課長は「指定の仮置き場が遠いという指摘があることは承知しているが、確保できる場所は限られている。ボランティアの協力を得るなどして、指定の場所まで何とか運んでほしい」と話しています。

図５　Ｒ元.10.30　産経ニュース記事※

2. 勝手仮置場の乱立

仮置場への廃棄物搬出が困難になった場合、被災者等は市町村が指定した仮置場以外の場所に、勝手に災害廃棄物を置き始めます。

この勝手仮置場には、被災地区内の平時のごみ回収地点の他、公有地、空き地となっている民有地等が利用されることが多いようです。

被災者としては、人手や運搬車両を確保している間に廃棄物の搬出を終えたいので、この勝手仮置場は現場のニーズに即したものと言えますが（図６）、一方で、勝手仮置場では各種問題が生じます。

ほとんどの場合は管理者が不在であり、また民有地の場合、特定人物に一時保管場所とすることを了解して貸し出したはずなのに、不特定多数の人物が廃棄物を持ち込み始めるケースがあります。現場で災害対応の指揮をとる市町村職員ですら、市町村が指定した仮置場と勝手仮置場の区別がついていないこともあります（図７、注２）。

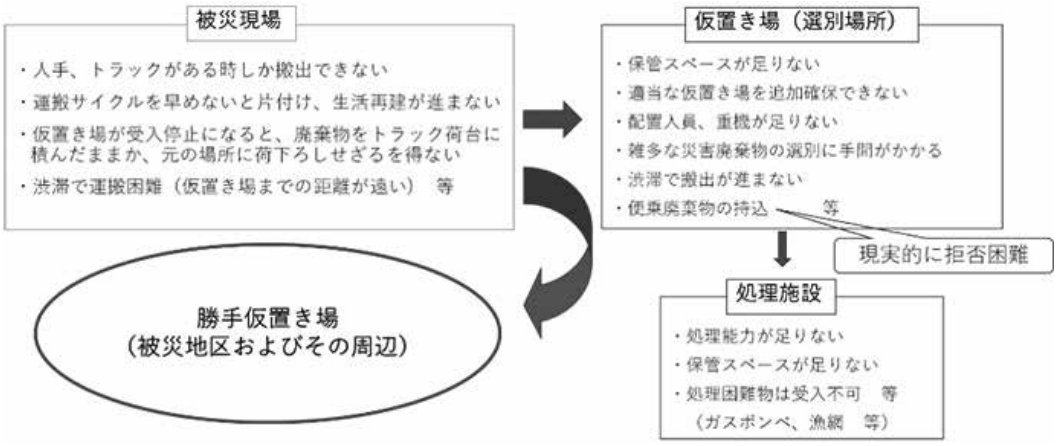

図６　勝手仮置場の形成要因

図７　ある勝手仮置場の状況（6:30 頃）

４　災害廃棄物処理の円滑化のための対応

（1）適切な仮置場の設置

災害廃棄物を適正に管理するためには、被災市町村が速やかにおおよその被災規模を把握し、それを踏まえ、適切な位置に仮置場を設置する必要があります。こうした仮置場を確保するためには、平時から市町村が各地区、特に被災リスクの高い地区の区長と協議を行い、候補地を選定しておくことが重要です。

また、仮置場を運営するには人員や資機材を確保する必要があるため、市町村における受援体制の構築や、人員確保のための体制見直し（被災地域外におけるごみ回収頻度の見直し等）を行う必要があります。

（2）廃棄物処理業者への委託、他市町村との連携等による運搬および処理能力の確保

災害廃棄物の処理に当たっては、廃棄物処理業者への委託等により体制を整備し、運搬および処理能力を確保することが重要です。特に、震災等の際には市町村のごみ処理施設が被災するおそれもあり、場合によっては他の市町村を含む広域的な連携が求められます。

早期に複数の運搬ルートを確立することができれば、処理施設等周辺における渋滞の緩和や、それによる運搬、処理効率の向上も期待できます。

渋滞が中々緩和せず、処理施設等の状況が改善できない場合、仮置場から処理施設への夜間搬出等も検討する必要があるでしょう（図８）。

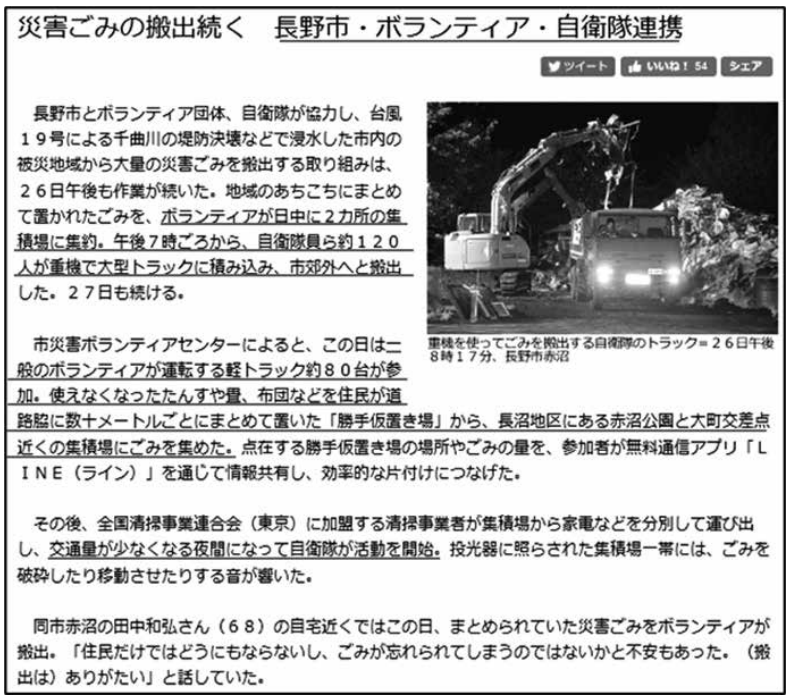

災害ごみの搬出続く　長野市・ボランティア・自衛隊連携

ツイート　いいね！54　シェア

長野市とボランティア団体、自衛隊が協力し、台風１９号による千曲川の堤防決壊などで浸水した市内の被災地域から大量の災害ごみを搬出する取り組みは、２６日午後も作業が続いた。地域のあちこちにまとめて置かれたごみを、ボランティアが日中に２カ所の集積場に集約。午後７時ごろから、自衛隊員ら約１２０人が重機で大型トラックに積み込み、市郊外へと搬出した。２７日も続ける。

重機を使ってごみを搬出する自衛隊のトラック＝２６日午後８時１７分、長野市赤沼

市災害ボランティアセンターによると、この日は一般のボランティアが運転する軽トラック約８０台が参加。使えなくなったたんすや畳、布団などを住民が道路脇に数十メートルごとにまとめて置いた「勝手仮置き場」から、長沼地区にある赤沼公園と大町交差点近くの集積場にごみを集めた。点在する勝手仮置き場の場所やごみの量を、参加者が無料通信アプリ「ＬＩＮＥ（ライン）」を通じて情報共有し、効率的な片付けにつなげた。

その後、全国清掃事業連合会（東京）に加盟する清掃事業者が集積場から家電などを分別して運び出し、交通量が少なくなる夜間になって自衛隊が活動を開始。投光器に照らされた集積場一帯には、ごみを破砕したり移動させたりする音が響いた。

同市赤沼の田中和弘さん（６８）の自宅近くではこの日、まとめられていた災害ごみをボランティアが搬出。「住民だけではどうにもならないし、ごみが忘れられてしまうのではないかと不安もあった。（搬出は）ありがたい」と話していた。

図８　Ｒ元.10.27　信濃毎日新聞ニュース※ニュー

５　災害廃棄物処理に当たっての廃棄物処理法に基づく手続

（1）一般廃棄物処理受託関係（市町村との手続）

大規模災害が起きた場合、被災市町村は速やかに災害廃棄物の処理体制を整備する必要があり、大半の場合、被災市町村から廃棄物処理業者への処理委託手続が行われます（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第６条の２第２項、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第４条）。

なお、産業廃棄物と同様に、一般廃棄物処理業者による一般廃棄物処理の再委託は認められ

ていませんが（法第７条第14項）、市町村からの一般廃棄物処理の受託者であり、かつ、非常災害時において特定の条件を満たす場合に限り、再委託が可能です（令第４条、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（以下「省令」という。）第１条の７の６）。

（2）一般廃棄物処理施設関係（県への特例届出）

５t/日以上の処理能力のごみ処理施設（焼却施設の場合、処理能力200kg/h以上または火格子面積２㎡以上の施設）や、一般廃棄物最終処分場を設置する場合（注３）、通常、事前に一般廃棄物処理施設設置許可を受ける必要があります（法第８条第１項、令第５条）。

ただし、既に産業廃棄物処理施設設置許可を有する施設において、環境省令に定める一般廃棄物の処理を行おうとする場合には、届出書の提出により代えることが可能です。更に、平時には当該届出は一般廃棄物の処理開始日の30日以上前に行う必要がありますが、災害対応時には処理開始後の届出が可能です（法第15条の２の５、省令12条の７の16）。

災害時に産業廃棄物処理施設（設置許可対象施設）による一般廃棄物の処理を想定している事業者には、予め当該手続および必要資料の確認すること（表１、２）、および、届出前に県循環社会推進課に相談することをお勧めします。

６　最後に

筆者が被災地で活動していた際は土埃がひどく、足元は泥や土に塗れ、休憩時に座って休む場所にも事欠く状況でした（図９）。そうした被災地において、御尽力される方々に改めて敬意を表します。

本稿が今後、災害対応に関わる方々の一助になれば幸いです。

図９　撤去作業現場での休憩時の様子

注１　一部の産業廃棄物の種類には業種指定、排出場所の指定があります。
　２　一定程度管理されている勝手仮置場の場合、後日、市町村が指定仮置場として追認するケースもあります。
　３　既存の施設を新たに一般廃棄物処理に供しようとする場合を含みます。

※図４、５、８のニュース記事中の下線は、筆者が追記したものです。

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律

第十五条の二の五　産業廃棄物処理施設の設置者は、当該産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物として環境省令で定めるものをその処理施設において処理する場合において、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、その処理施設において処理する一般廃棄物の種類その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出たときは、第八条第一項の規定にかかわらず、同項の許可を受けないで、その処理施設を当該一般廃棄物を処理する一般廃棄物処理施設として設置することができる。

2　前項に規定する場合において、非常災害のために必要な応急措置として同項の廃棄物を処理するときは、同項の規定にかかわらず、その処理を開始した後、遅滞なく、その旨及び同項に規定する事項を届け出ることをもつて足りる。

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

第十二条の七の十六　法第十五条の二の五第一項の環境省令で定める一般廃棄物は、次の各号に掲げる産業廃棄物処理施設の種類に応じ、当該各号に定める一般廃棄物（当該産業廃棄物処理施設に係る法第十五条第一項の許可に係る産業廃棄物と同一の種類のものに限る。）とする。

一～六　（略）

2　非常災害のために必要な応急措置として非常災害により生じた廃棄物を処理するときは、法第十五条の二の五第一項の環境省令で定める一般廃棄物は、前項の規定にかかわらず、令第七条各号に掲げる産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物とする。

3　第一項第一号から第五号までに定める一般廃棄物は、他の一般廃棄物と分別して収集されたものに限る。ただし、非常災害のために必要な応急措置として第二条の三第一号の規定による市町村の委託を受けて処分する一般廃棄物であって、処分されるまでの間において、他の一般廃棄物と分別されたものについては、この限りでない。

表１　産業廃棄物処理施設による
一般廃棄物処理（災害時）に係る届出制度

様式第14号（第14条関係）

産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出書

年　月　日

福井県知事　様

〒
住　所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）
届出者
氏　名（法人にあっては、その名称および代表者の氏名）
電話番号

次のとおり産業廃棄物処理施設において一般廃棄物を処理したいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

産業廃棄物処理施設の設置の場所			
産業廃棄物処理施設の種類			
産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類			
産業廃棄物処理施設に係る許可の年月日	年　月　日		
産業廃棄物処理施設に係る許可番号			
産業廃棄物処理施設の処理能力（当該施設が産業廃棄物の最終処分場である場合にあっては、廃棄物の埋立処分の用に供される場所（既に廃棄物が埋め立てられている場所を除く。）の面積および残余の埋立容量）	m^3／日（　）時間 t／日（　）時間 m^3／時間 t／時間 （埋立地の面積　m^2） （埋立容量　m^3）		
法第15条の2第1項の規定により産業廃棄物処理施設に係る法第15条第1項の許可に付された条件			
産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類ごとの処理量の見込み	種　類	処理量の見込み	
		t／日（　）時間	
		t／日（　）時間	
		t／日（　）時間	
		t／日（　）時間	
		t／日（　）時間	
一般廃棄物処理の開始予定日	年　月　日		

備考

1　産業廃棄物処理施設の種類については、破砕施設、焼却施設または最終処分場（管理型）の別を記入すること。

2　次に掲げる書類を添付すること。

(1)　当該届出に係る産業廃棄物処理施設に係る省令第12条の5の許可証の写し

(2)　他人の一般廃棄物の処理を行う場合にあつては次に掲げるいずれかの書類

イ　産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の処理に係る法第7条第6項に規定する許可を受けたことを示す書類

ロ　専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの処分を業として行う者であることを示す書類

ハ　省令第2条の3第1号、第2号、第4号または第6号に該当する者であることを示す書類

ニ　政令第5条の9の認定証の写し

非常災害時には、破砕施設、焼却施設、管理型処分場以外の産業廃棄物処理施設も記載可能

産業廃棄物処理施設設置許可証または産業廃棄物処理施設変更許可証（直近許可証）

市町村の委託を受けて一般廃棄物の処分を業として行う者

表２　産業廃棄物処理施設おいて処理する
一般廃棄物処理に係る届出書

○　10月から最低賃金が変わります

令和５年10月１日から福井県内の最低賃金が　43円上昇し、１時間当たり**931円**となります。

この適用は正規職員のみならず、非正規職員にも適用されますので、ギリギリでやっている零細企業にとっては大きな痛手となると同時に、雇用される側にとっても求人先が狭められる要因の一部にもなっていると思われます。ただ、昨今の物価上昇を考えれば給与が上がらなければ経済的にも大変なので、賃金上昇は良いことだと思います。しかも、いわゆる「年収の壁」問題があり、なかなか難しい状況です。

国は併せて、賃金を上げることで経営的に大変となる中小企業向けの経営安定の制度も設けられているので、それを活用して頑張っていただきたいと思います。

業者が賃金上昇と併せて必要なことは、女性の活躍の場と女性管理職の登用です。行政も積極的に女性の登用を進めていて、福井県庁でも、初の女性副知事が誕生しています。有能な人生には、性別を超えた労働の場の提供が必要なのだと思います。

ぜひ本県の廃棄物業界からも見本となる先導者が現れることを期待します。

●福井県最低賃金（地域別最低賃金）

対照地域	時間額	効力発生日
福井県全域	**931円**	令和５年10月１日

●福井県最低賃金（地域別最低賃金）

特定最低賃金件名	時間額	効力発生日
紡績業、化学繊維、織物、染色整理業	**931円**	令和５年10月１日
繊維機械、金属加工機械製造業	**931円**	令和５年10月１日
電気機械器具製造業（略称）	**931円**	令和５年10月１日
百貨店、総合スーパー	**931円**	令和５年10月１日

年収の壁とは…

パートの主婦など短時間労働者が、一定以上の水準を超えて労働時間を増やすと、社会保険制度上あるいは所得税制上の扶養者の扱いから外れ、手取りの収入が減ってしまいます。また、それを避けるために勤務時間を調整することが人手不足問題を深刻にさせ、女性の活躍を妨げてしまう、といった問題が年収の壁と呼ばれるものです。

○　2024年４月から労働者の募集の際に明示しなければならない労働条件が追加されます

令和４年度労働政策審議会労働条件分科会報告を踏まえた労働契約法制の見直しがなされ、2024年４月から労働条件明示のルールが変わります。

明示のタイミング	新しく追加される明示事項
全ての労働契約の**締結**時と有期労働契約の**更新**時	１．就業場所・業務の変更の範囲 【労働基準法施行規則５条の改正】 「変更の範囲」とは、将来の配置転換などによって変わり得る就業場所・業務の範囲を指します。
有期労働契約の**締結**時と**更新**時	２．更新上限（通算契約期間または更新回数の上限）の有無と内容　【雇止め告示の改正】 併せて、最初の労働契約の締結より後に更新上限を新設・短縮する場合は、その理由を労働者にあらかじめ説明することが必要となります。
無期転換ルール※に基づく無期転換申込権が発生する契約の**更新**時	３．無期転換申込機会　【労働基準法施行規則５条の改正】 ４．無期転換後の労働条件　【雇止め告示の改正】 併せて、無期転換後の労働条件を決定するに当たって、就業の実態に応じて、正社員等とのバランスを考慮した事項について、有期契約労働者に説明するよう努めなければならないこととなります。

※無期転換ルール：同一の使用者との間で、有期労働契約が通算５年を超えるときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換する制度

詳しい情報や相談先はこちら

- 改正事項の詳細を知りたい→厚生労働省ウェブサイト
  https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_32105.html
- 今回の制度改正や労働条件明示、労働契約に関する民事上の紛争について
  →福井労働局／監督課（0776-22-2652）、雇用環境・均等室（0776-22-3947）、
  労働基準監督署／福井（0776-54-7722）、武生（0778-23-1440）、
  敦賀（0770-22-0745）、大野（0779-66-3838）

○　大野市と災害協定を締結しました

去る令和５年８月23日(水)大野市役所において、「災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定」を締結しました。この協定により、災害等が発生したときには、大野市から災害廃棄物の処理及び処理に伴い必要な事項について当協会に対して直接協力を要請することができるようになりました。このことにより、タイムロスなく直接、的確な情報伝達が可能となり、また、廃棄物の適正処理に精通する業者が協力会員となっていることから廃棄物の迅速かつ円滑な処理につながるというメリットが得られます。当協会としては、協力要請があった際に円滑な協力ができるように平常時から大野市と協力体制の整備をすることとなりますので、引き続き会員の皆様のご協力をよろしくお願いします。

既に災害協定を締結している自治体：福井県、福井市、あわら市、坂井市

○　委託契約書等の電子化について

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「法」という。）」に基づき書面で作成、保管が義務付けられている委託契約書、帳簿等については、現在、電磁的保存・作成・交付が可能となっています。

1　根拠法令

(1)民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（e-文書法）

(2)環境省の所管する法令に係る民間事業者等が行う保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成17年環境省令第９号）

2　電磁的保存・作成・交付可能な書面（抜粋）

書面の内容	条文
帳簿・記録の作成、保存 （1）一般廃棄物処理業者の帳簿 （2）産業廃棄物の排出事業者の帳簿 （3）特別管理産業廃棄物の排出事業者の帳簿 （4）産業廃棄物処理業者の帳簿 （5）特別管理産業廃棄物処理業者の帳簿 （6）産業廃棄物処理施設の維持管理に関する記録	 （1）法第７条第15項、第16項 （2）法第12条第13項 （3）法第12条の2第14項 （4）法第14条第17項 （5）法第14条の4第18項 （6）法施行規則第12条の６第９号
収集運搬車両等に備え付けなければならない書面（許可証等）の保存	法施行令第６条第１項第１号、 法施行令第６条の５第１項第１号
産業廃棄物の委託における委託契約書 及び添付書類の作成、保存	法施行令第６条の２第４号から第６号、法施行令第６条の６第２号
産業廃棄物の再委託における書面による排出事業者の承諾書の保存、 再受託者に引き渡す文書の交付	法施行令第６条の12、 法施行令第６条の15

3　メリット

(1)電磁的に作成される委託契約書には、印紙税は課されません。

(2)取引のリードタイムが短くできます。（即日に短縮できる可能性あります。）

4　留意事業

(1)記録した媒体を適切な保管ができ、また、容易に廃棄、改ざん等されない措置が必要です。

(2)記録の改ざんを防ぐための措置が必要です。（記録の作成者や作成時間などの管理）

(3)電磁的に作成された書面を確認するため、ディスプレイ（表示）装置に表示または紙に印刷できるシステムにする必要があります。

○　専ら再生利用の目的となる廃棄物の取扱いについて

令和５年２月３日付けで環境省からみだしの通知が発出されています。

【環循適発第2302031号・環循規発第2302031号環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長・廃棄物規制課長通知】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第７条第１項ただし書及び第６項ただし書並びに大14条第１項ただし書及び第６項ただし書に規定される専ら再生利用の目的となる廃棄物について、解釈の明確化が図られたものです。

１　業の許可について

専ら再生利用の目的となる一般廃棄物又は産業廃棄物**のみ**の収集若しく運搬又は処分（以下「処分等」という。）を業として行う者については、その業を行うに当たって法に基づく廃棄物処理業の許可は**不要**です。

２　産業廃棄物管理票（マニフェスト）について

事業者が、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物又は産業廃棄物のみを他人に委託する場合には、マニフェストも**不要**です。（専ら物のみを扱う業者だけでなく、許可を取得している廃棄物処理事業者も専ら再生利用の目的となる一般廃棄物又は産業廃棄物のみの処理を受託する場合にも、マニフェストは不要です。）

３　委託契約書について

専ら再生利用の目的となる一般廃棄物又は産業廃棄物**のみ**については、法律の適用除外がされていないので、委託契約書は必要です。

※専ら物とは…

古紙、金属くず、空きビン類、古繊維

（注）なお、金属くず商（売買、交換等行う）を営む場合には、「金属くず営業条例（昭和32年７月５日　福井県条例第32号）」に基づき、公安委員会から営業許可を取得する必要があります。

○　リチウムイオン電池等の発火物が原因となる発煙・発火トラブル

モバイルバッテリー、加熱式タバコ、電子機器のバッテリーなど、リチウムイオン電池を含む電子機器がプラスチック製容器包装回収容器に混入し、プラスチックのリサイクル工場などで発火トラブルが近年増加しています。

リチウムイオン電池は、中に燃えやすい液体が入っていることから、乾電池やその他の電池よりも発火リスクが特に高いと言われています。プラスチックリサイクル工場などで「解砕機」や「破袋機」の刃によって、リチウムイオン電池が押しつぶされて、ショート・発火し、周囲にあるプラスチック類に着火してしまいます。

事故を防止するためには、消費者、自治体、廃棄物処理事業者の協力が必要となります。2013年４月に小型家電リサイクル法が施行され、小型家電の回収･リサイクルがされています。ただ、まだまだ、不燃ごみなどに回され、リサイクルされていないものも多いということです。

自治体の施策としては、小型家電リサイクル法の周知、小型家電回収ボックス設置場所の増設などが考えられます。

市民においては、小型家電は小型家電回収ボックスに入れる、電池式のものは電池を全て取り除いてから不燃ごみに出すなどの協力が必要です。

廃棄物処理事業者においては、なかなか事故の発生を防止することは難しいところです。それでも、リチウムイオン電池などが持ち込まれたとしても、それらを除去することができるように目視確認・手選別することが求められます。また、万が一、発火などの事故が発生した場合に、早期に対応できるよう炎等検知器、カメラ等の設置、消火設備の設置が必要と考えられます。

いずれにせよ、国産品、輸入品を問わず、リチウムイオン電池等を使用した製品である旨の表示の徹底、リチウムイオン電池等の回収を確実に行えるように啓発、環境づくりが肝要です。

リチウムイオン電池の発火が原因で、リサイクル工場の建屋・設備が焼けてしまった事例
（出典：公益財団法人容器包装リサイクル協会 HP）

株式会社　アメニティウエルネス

弊社は平成８年８月にコンクリートの破砕処理と再生骨材の販売を主な目的に設立いたしました。以来、四半世紀にわたり営業してまいりました。

その間、事業領域も大きく変化をしてまいりました。がれき類の破砕処理とともに廃プラスチック類などの固形燃料化（現在は事業廃止）、一般廃棄物資源ごみの中間処理、太陽光発電など規模は小さいながらも堅実に営業しております。また、昨年末には福井県内初の『廃太陽光パネルリサイクル処理施設』の許可を取得したところであります。

それぞれの処理施設については鯖江市を縦断する国道８号線から東に約２キロの場所にあり、利便性はいいところにあります。

一般廃棄物の資源ごみの中間処理をおこなっているため、学校での環境学習の一環での見学会、区長会、婦人会などの見学を受け入れたりしております。また、県内初の廃太陽光パネルの処理施設ということで、近年は行政の見学拠点のひとつとして取り上げられております。
今後も弊社は「資源の循環」「リサイクルの方法」について多角度的に研究し、『人、街、地球に優しい環境リサイクルの実践』を通して社会に貢献してゆく所存です。

お近くで仕事をされたり、廃太陽光パネルのご相談は是非とも当社にお問い合わせいただければと思います。今後ともよろしく何卒お願いいたします

▲設備の全体像

▲近隣の学生さんたちと環境学習の取り組みを日頃から行なっておられます。今後、太陽光パネルリサイクルの学習も行う予定。

美しい環境を次世代の子供たちへ
有限会社ニュークリーン公社

『暮らしに密着した業務を通じ地域社会に貢献します』

弊社は昭和51年創業以来、一般廃棄物の収集運搬と浄化槽の清掃を主業務として取り組んでまいりました。当時と比べ、生活環境は大変快適なものになった反面、私たちの生活から出るごみ、排水など廃棄物業界を取り巻く環境は大きく変化してまいりました。

美しい環境を次世代の子供たちへ残すため、主業務を通じ、ごみの分別減量化やリサイクル、浄化槽の適正な処理を促進し、地域社会の生活環境の保全および公衆衛生の向上に努力を重ねてまいります。

代表取締役　　松宮　龍次

事業内容

- ■ 一般廃棄物収集運搬
- ■ 産業廃棄物収集運搬
- ■ 浄化槽清掃
- ■ 一般貨物自動車運送事業

〒916-0114
福井県丹生郡越前町下糸生132号４番の５
Tel　0778-34-5512
Fax　0778-34-5516
E-mail　nyu-clean@ur.ttn.ne.jp
Web　www.nyu-clean.com

募集

「ふくいSDGｓパートナー」登録制度の中で
カーボンニュートラルに向けた取組みを宣言する企業・団体を募集します！（福井県）
宣言メリット：カーボンニュートラル推進企業表彰への応募可能、県ホームページに掲載など
URL　https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/dengen/sengen.html

助成金

令和５年度「業務改善助成金」（厚生労働省）
事業場内で最も低い賃金を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その投資設備等にかかった費用の一部を助成する制度です。

URL
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyou/03.html

奨励金

男性育休促進企業奨励金（福井県）

県内事業所の男性労働者が通算15日以上の育児休業を取得した場合、１社あたり最大602万円を支給します。

URL　https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kodomo/dansei199-syoreikin.html

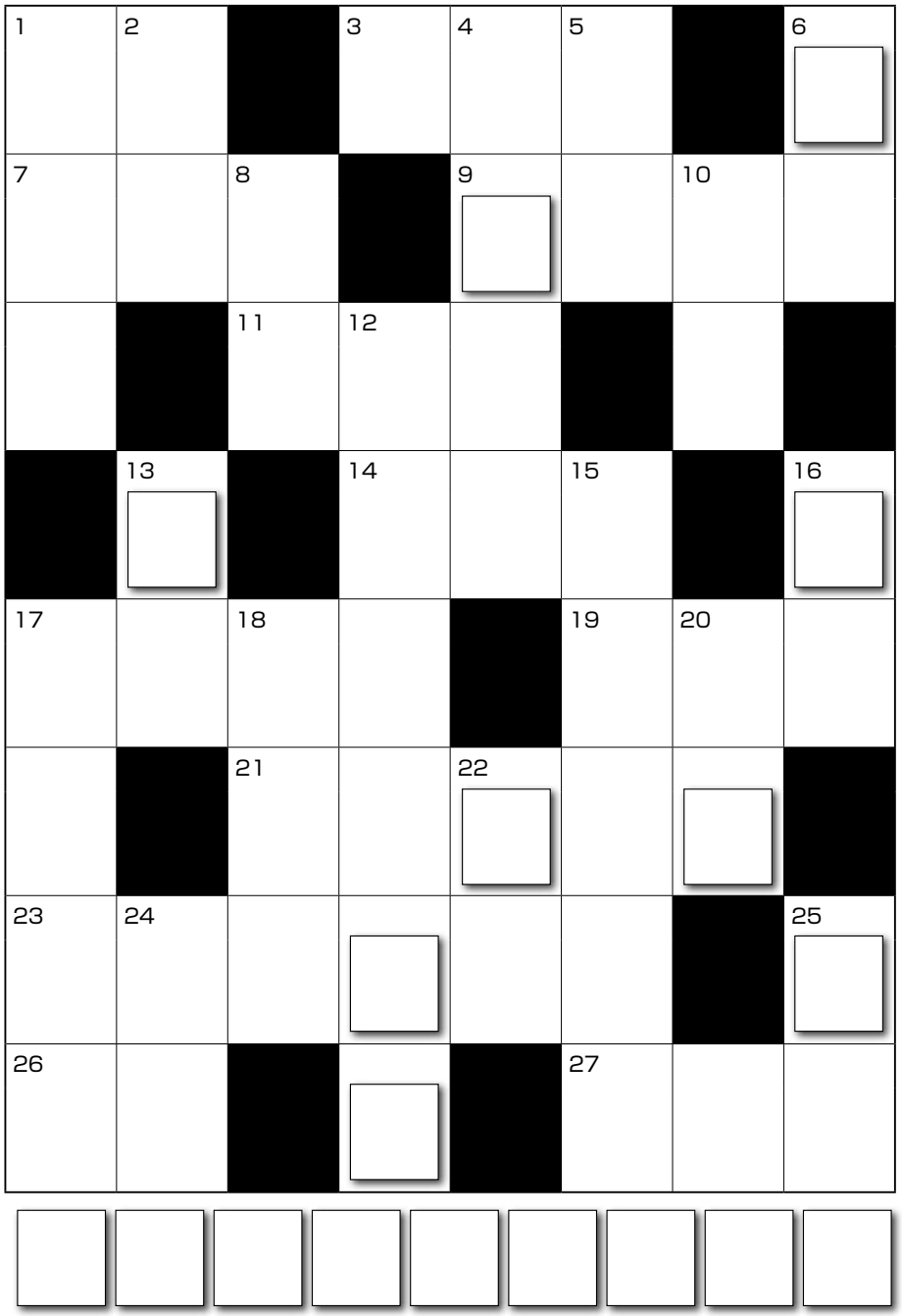

クロスワードクイズ

タテのキーと横のキーを参考に、マスを埋めてください。

□の文字を並べ替えて答えを出してください。

＜ヒント＞
CO2を資源としてとらえ、分離・回収してさまざまな製品や燃料に再利用すること

【タテのカギ】

1 「馬酔木」のよみ
2 なくて七○○
4 SOLD　OUT
5 特別天然記念物の鳥
学名 : Nipponia nippon
6 障子などの骨組み
8 お金を借りたときに支払うもの
10 ○○を踏む、Fe
12 長い頭髪を左右の中央あるいはそれより高い位置でまとめ、両肩に掛かる長さまで垂らした髪型のこと
13 出る○○は打たれる
15 サツマイモを短冊状に切り、植物油で揚げ、砂糖を絡めた和菓子
16 現在・○○・未来
17 英語に訳すこと
18 部下
20 ⇔デレ
22 リビング
24 「柘植」の読み
25 ロックバンド「U2のリードボーカル

【ヨコのカギ】

1 「灰汁」の読み
3 ⇔セーフ
7 鶏の首肉
9 テコの３点の１つで支点・作用点と？
11 漆塗りの器
14 例のない珍しい事
17 今までよりもよい地位に移りかわること
19 縄や竹・蔓を編で作った土砂の運搬道具
21 日時や座席を指定して発行される切符
23 タツノコプロ制作のテレビアニメ「タイムボカンシリーズ」
26 朝廷に仕える者
27 鍵盤楽器で楽器の王様と言われているもの

○ 「さんぱい福井　第95号」のアンケート結果について

Q1　貴社での機関誌「さんぱい福井」の取り扱い方法は？

回答数（9） （複数回答可）	代表者のみが見る	2
	役員までが見る	2
	従業員に回覧する	2
	自由に回覧できるよう配架している	3

※従業員の皆様にもご覧いただけるようご協力をお願いします。

Q2　機関誌「さんぱい福井」で取り上げてほしい内容を自由にお書きください。

- 電池等バッテリーのよる火災とヒヤリ・ハット及びその対策
- 非鉄金属の盗難防止の有効策
- 会員企業の処理施設取扱い品目の一覧
- 経営者、後継者などの講習、助成金があったら教えてほしい
- 助成金、補助金（市、県、国）情報

※掲載可能なものは今後の誌面づくりに反映させていただきたいと存じます。

Q3　会員事業所の紹介やお勧め店（飲食店など）、写真など投稿していただけますか？

※個別にご依頼させていただきます。

アンケート回答ありがとうございました。年間の回答状況等によって粗品をご提供させていただくことを検討中です。今後ともご協力をよろしくお願いします。

本年３回目の発刊となります。
今年の夏は異常な夏でしたね。
９月末でも30度超えがありました。
さて、今年の冬はどうなることやら…。

読んでいただける誌面作りを目指しています。
アンケートも同封しているのでご意見・ご感想をお願いします。
また、会員のページを作っているので、自社の宣伝、趣味、写真、お薦めのお店紹介などご投稿いただけると嬉しい年頃です。

K.T　記

クロスワードクイズ（2023年７月　第95号）　答え

1 フ	2 ミ	■	3 ジ	4 カ	■	5 ソ	イ
■	6 ク	ラ	ス	メ	7 イ	ト	■
8 キ	ロ	■	イ	■	ク	■	9 リ
ス	■	10 サ	■	11 カ	ド	12 バ	ン
13 ウ	14 エ	ス	15 ト	■	16 ウ	ル	■
■	マ	■	17 サ	18 シ	オ	サ	エ
19 ヘ	■	20 ラ	■	21 チ	ン	ミ	■
22 タ	チ	バ	サ	ミ	■	23 コ	マ

サイイタクキンシ
（再委託禁止）

再委託とは、排出事業者と当初に委託契約を結んだ処理業者が、受託した廃棄物の処理をほかの処理業者に委託をすることをいいます

再委託を重ねると、廃棄物処理の責任の所在が不明確になり、不適正処理を引き起こしやすくなるため、禁止されています。

申し込みにはこれをコピーしてお使いください

一般社団法人福井県産業資源循環協会
管理票（マニフェスト）購入申込書

FAX　0776-57-0071
（TEL　0776-57-0070）
申込日　　年　　月　　日

次のとおり申し込みします。

管理票の種類		単価	申込数	金額	備考
産業廃棄物マニフェスト 直行用　７枚複写	単票100部	3,000			
	連続500部	15,000			
産業廃棄物マニフェスト 積替用　８枚複写	単票100部	3,000			
	連続500部	15,000			
建設用　マニフェスト	単票100部	2,700			
	連続500部	13,500			
合　　計					

〒（郵便番号）　　**＜郵便番号は必ずお書きください＞**

住　所

会社名

代表者もしくは取り扱い責任者名

電話番号

協会記入欄

＜入金日＞　　年　　月　　日　　＜入金方法＞　　郵貯　　福井ＢＫ　　現金

＜発送日＞　　年　　月　　日

＜マニフェストの種類＞

直行用（７枚複写）　　～

積替用（８枚複写）　　～

建設系　　～

会員の皆様にお願い

○　許可申請の新規・更新・変更等をされた方は、許可証の写しをメール、FAX等で**必ずご連絡下さい。**
※ご連絡がないとHP等の修正が出来ません。

○　協会のＨＰには、正会員専用のページがあり、色々なお知らせを発信しております。ご希望の方はメールをいただければＩＤ等ご案内いたします。

協会アドレス　info@sanpai-fukui.or.jp

○　マニフェスト購入は協会でお願いします。
（建設用マニフェストも販売しております）
送付の際は着払いとさせていただきます。

○　**会員になりたい人をご紹介ください！**
福井県産業資源循環協会では新しく会員になりたい方を募集しております。
- 関連する法律の公布・改正、福井県および関連団体の最新情報のご提供
- 機関誌「さんぱい福井」（年間４回発行）
- 協会加入証明書により、建設業の経営事項審査の加点対象や入札時の加点対象となる場合あり
- 協会事務局の２F会議実（20名程度の会議が可能）が空いている日は、事前の申し込みをいただければ使用可能

当協会の場所および連絡先

一般社団法人　福井県産業資源循環協会

〒910-0851
福井市米松２丁目24番20号　梅鉢ビル102号
TEL　0776-57-0070
FAX　0776-57-0071
E-mail　info@sanpai-fukui.or.jp
URL　https://www.sanpai-fukui.or.jp/